

**PROFORMA PARA ELABORAR EL CONSENTIMIENTO PREVIAMENTE INFORMADO Y
CONDICIONES MUTUAMENTE ACORDADAS PARA EL ACCESO A LOS ELEMENTOS O
RECURSOS GENETICOS Y BIOQUIMICOS DE LA BIODIVERSIDAD O AL CONOCIMIENTO
TRADICIONAL ASOCIADO**

生物多様性における遺伝的要素（遺伝資源）や生化学的要素（生化学的資源）、またはこれらに関する伝統的知識へのアクセスについて、事前に説明を受けた上で合意に達し、相互合意条項(MAT)を定めるための書式ひな形

本契約書の関係者は以下である。

一方の当事者: 法定住所（研究機関所在地）、電話番号（ ）、FAX 番号（ ）、メールアドレス（ ）であり、（機関代表者を指定する法的文書名）の定めるところに従って、契約の締結において（法律上の代表者氏名）が（役職）という資格で代表を務めている組織（遺伝資源を提供するキューバの機関）を一方の当事者とする。上記法的文書はこの契約において原本として提示される文書であり、本文書に付属書類としてコピーを添付する。本契約では**提供者**と呼ぶ。

他方の当事者: 法定住所（研究機関所在地）、電話番号（ ）、FAX 番号（ ）、メールアドレス（ ）であり、（機関代表者を指定する法的文書名）の定めるところに従って、契約の締結において（法律上の代表者氏名）が（役職）という資格で代表を務めている組織（遺伝資源を取得する機関名）を他方の当事者とする。上記法的文書はこの契約において原本として提示される文書であり、本文書に付属書類としてコピーを添付する。本契約では**利用者**と呼ぶ。

両当事者は、

（お互いに）本協定に合意する行為能力があることを**認識し**、
さらに、キューバ共和国に存在する全ての遺伝資源に関してキューバ国家が完全かつ絶対的な主権を有していることを**認識し**、
生物多様性条約の規定およびキューバ共和国科学技術環境省による 1996 年 10 月 14 日付け決議第 111 号「**生物多様性に関する規則**」の定めるところに**基づき**、
生物多様性の資源（特に**本契約書**の対象である資源と、調査によって得られた利益、調査の結果生じた産物から得られた利益を公正かつ衡平に分配する対象である資源）を適切に利用する義務があることを**理解し**、
科学技術環境省の上記決議第 111/96 号によって与えられている権限に従って、この行為において**オブザーバー**として立ち会う（環境規制安全局の代表者の氏名および役職）が代表を務める科学技術環境省 環境規制安全局のもとで、
以下の条件に従って、この契約書（情報交換・提供、技術援助・強化、能力開発、資金援助に関する記載を含む）への**署名を行う**。

第1条 総則

1.1 両当事者は、本協定の形式に従い、協力プロジェクト（許可を受けた協力プロジェクトの概要）に基づき、（目的：材料の商業利用の可能性、期待される利益ならびに短期、中期および長期的に期待される研究成果を含む）を目的とし、（申請対象：利用する生物の詳細、すなわち動物・植物の種名、材料の種類、数量および質）にアクセスしてキューバ共和国に送る必要があると判断した。

1.2 両当事者は、この重要な遺伝資源にアクセスするには、（サンプルの入手地（原産地）：収集を行う地域の位置および面積、当該種の保存状態、当該種の特長および当該種を取り巻く現在の環境などにも言及する）にある自然生息地で、その遺伝資源を有する種の採取または捕獲を行う必要があることを認識している。

1.3 当事者らは、本契約書に用いる用語の定義を以下のとおりであると認識している。

- a. **遺伝資源へのアクセス：**入手の方法や目的（商業的利用を含む）は問わず、また「*in situ*（生息域内）」「*ex situ*（生息域外）」などの遺伝資源の由来を問わず、キューバが原産国である遺伝資源、またはキューバ国内で飼育・栽培されている種に由来する遺伝資源、またこれを含む断片、その派生物、および遺伝資源に関連する地域社会の伝統的知識を、商業的利用を含むあらゆる目的のために使用すること。
- b. **派生物：**生物自体（その生死は問わない）をはじめとして、生物に含まれている・抽出された分子やその混合物、また複数の遺伝資源の組み合わせや、その結果得られた分子・成分および混合物。
- c. **遺伝資源の原産国：**「*in situ*」という条件でその遺伝資源を所有している国。
- d. **提供者：**「*in situ*」での供給源または「*ex situ*」での供給源から得られた遺伝資源を提供する国（その国が原産国であるかどうかは問わない）。
- e. **遺伝資源：**実際に価値があるかまたは価値のある可能性がある遺伝の機能的単位を含んでいる植物・動物・微生物またはその他に由来するあらゆる遺伝物質。
- f. **利用者：**遺伝資源やその成分、派生物、またこれらに関係する地域社会の伝統的知識にアクセスする権利を獲得する自国もしくは外国の自然人または法人。

（このほかにも当事者らにとって意義のある定義を記載することができる）

第2条 当事者の義務

提供者は以下の義務を有する。

（この項には、研究プロジェクトに従って、遺伝資源を提供するキューバの組織の義務をすべて記載しなければならない）。 この中には以下の条項を含まなければならない。

2.1 本契約書の対象である資源へのアクセスを実行するために必要な認可はすべて、環境当局に申請して得る。（上記手続きをとらない場合、提供者には入手したサンプルの合法性を示す義務がある。その文書のコピーを必ず、本契約書に添付しなければならない）。

2.2 本契約書の対象である遺伝資源または派生物の輸出を実行するために必要な認可はすべて、環境当局に申請して得る。（その文書のコピーを本契約書に添付しなければならない）

い)。

2.3 当該環境当局がいつでも監査することができるよう、調査プロジェクト、調査に参加している国内外の科学者に関する概要、得られた結果および利益の報告に関係する文書をすべて、明確かつ正確に作成して保管しておく。

利用者は以下の義務を有する。

(この項には、調査プロジェクトに従って、遺伝資源を使用する海外の組織が履行することを約束した義務をすべて記載しなければならない)。この中には以下の条項を含まなければならない。

2.4 本契約書の対象である遺伝資源または派生物の輸入を実行するために必要な許可はすべて、環境当局に申請して得る。(その文書のコピーを本契約書に添付しなければならない)。

2.5 キューバ側に対して全調査過程ならびに調査で得られた部分のおよび全体的な結果に関する情報を持続的に知らせる。

2.6 入手した材料、調査、研究結果または利益の一部もしくは全てを第三者に譲渡するには、この第三者が生物多様性条約および現行法に従って自らの義務を履行することができるように、キューバ側からの許可を得る。

第3条 知識の共有について

本契約書が説明部分に定めるところに従って、**両当事者**は、以下の条件に基づき、知識の交換を行うことを約束する。

(知識の共有に関する特徴 (知識は常に制約がなく幅広いものでなければならない)、すなわち生物多様性に特異的な遺伝要素、遺伝資源、生化学的要素とその特性、利用法、利用手順ならびに注意事項のほか、種の保全および生態系にいかに関与するかについて番号を付け、セクションにまとめて記載する)。

第4条 得られた利益の衡平な配分

本契約書が説明部分に定めるところに従って、**両当事者**は、以下の条件に基づき、利益の共有を行うことを約束する。

衡平な配分が行われる条件について、番号を付け、セクションにまとめて記載する。この条件には以下の内容を含まなければならない。

4.1 **両当事者**は、科学的調査に基づいて得られた技術的成果ならびに遺伝資源の応用と利用に関して同等の権利を有しており、その権利は本契約書のもとで保護されている。

4.2 **両当事者**は、経済的利益、社会的利益、環境的利益および科学的利益を平等に配分する権利を有している。その利益には、商品化または入手した材料に由来する産物もしくは副産物の利用によって得られる短期、中期および長期の利益が含まれる。

4.3 **利用者**は、**提供者**が前項目に規定されている権利を行使することができるように、可能な行動をすべて行わなければならない。

第5条 技術または情報の移動

技術または情報の移動を実行する条件について、番号を付け、セクションにまとめて記載する。

このような条件には以下のものが含まれていなければならない。

- 5.1 両当事者**は、本契約書のもとで定められた資源、そして入手した材料に由来する産物または副産物について、これら全ての科学的調査や利用、商品化を目的として開発された新しい技術について同等の権利を有している。
- 5.2** 同様に、**両当事者**は、本契約書によって定められた資源、そして入手した材料に由来する産物または副産物を用いて実行されるすべての科学的調査から得られた全情報に関して、同等の権利を有している。また、その利用や商品化に用いられた全ての情報に関して同等の権限を有している。
- 5.3 利用者**は、**提供者**による前記条件の実行を保証するほか、適宜、**提供者**の国内で前述した全ての技術開発が可能になるように保証しなければならない。

第6条 第三者への譲渡について

- 6.1 利用者**は、本契約書によって保護されている資源または科学的調査が実施された資源、入手した材料に由来する産物または副産物、調査によって得られた情報、開発された技術および経済的利益をすべてまたは部分的に譲渡するには、**提供者**の許可を得る義務がある。この要請は譲渡実施予定日から 60 営業日前に行わなければならない。
- 6.2** いかなる場合も、**両当事者**は、譲渡内容が前述のどれであっても、譲渡する相手が、生物多様性条約ならびに譲渡先の国および本契約書の署名者らの国で有効な環境法の規定に従って、該当する義務をすべて履行することを確認しなければならない。
- 6.3 両当事者**はさらに、当該環境当局が譲渡を知って適宜行動することができるよう、実施した行為を当局に報告しなければならない。

第7条 契約書の効力

本契約書の発効条件について、番号を付け、セクションにまとめて記載する。このような条件には以下のものが含まれていなければならない。

- 7.1** 本契約書の契約満了日に到達後、**両当事者**は、本契約書の署名欄に記載されている環境当局に対して、得られた結果、この調査に基づいて開発された技術、得られた利益および本契約書を履行した結果生じたその他の情報などを記載した報告書を送付しなければならない。

第8条 モニタリング、追跡および監査のメカニズム

この項目を履行する際の条件について、番号を付け、セクションにまとめて記載する。このような条件には以下のものが含まれていなければならない。

- 8.1 両当事者**は、当該環境当局が容易に本契約書の履行状況を管理して監査することができるよう、あらゆる適切な手段を講じなければならない。
- 8.2 両当事者**は、環境当局に対して、本契約書が定めている内容が履行されていることが確認できるように、内部統制報告書を送付しなければならない。

第9条

紛争解決の準拠法

- 9.1** 本契約書の不履行から生じた問題については、全てキューバ共和国の法律に従って解決す

る。

両当事者は、本契約書の定めるところすべてに従って、完全に合意し____年____月____日に署名を行う。

提供者の署名

利用者の署名

承認済み: _____
所轄官庁の署名